

入院時食事療養費について

厚生労働大臣が健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額および生活療養標準負担額（平成 8 年厚生省告示第 203 号）および後期高齢者医療の食事療養標準負担額および生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）において定める。

今般、食材費等の高騰などを踏まえ、食事療養標準負担額および生活療養標準負担額のうち食事の提供にかかるものについて、それぞれ所要な改正を厚生労働大臣が行う。

70 歳未満の人

区 分			標 準 負 担 額	
			令和 7 年 3 月 31 日まで	令和 7 年 4 月 1 日から
一般（住民税課税世帯）			1 食 4 9 0 円	1 食 5 1 0 円
住民税非課税世帯	過去 1 2 ヶ月の入院日数	90 日以下	1 食 2 3 0 円	1 食 2 4 0 円
		91 日以上	1 食 1 8 0 円	1 食 1 9 0 円

70 歳以上の人

区 分			標 準 負 担 額		
			令和 7 年 3 月 31 日まで		令和 7 年 4 月 1 日から
一般（ 住 民 税 課 税 世 帯 ）			1 食 4 9 0 円		1 食 5 1 0 円
住民税非課税世帯	過去 1 2 ヶ月の入院日数	90 日 以下	1 食 2 3 0 円		1 食 2 4 0 円
		91 日 以上	1 食 1 8 0 円		1 食 1 9 0 円
住 民 税 非 課 税 世 帯 （低所得Ⅰ）			1 食 1 1 0 円		1 食 1 4 0 円

入院時生活療養費について

A	医療の必要性の低い者	（平成 2 9 年 1 0 月 1 日から） 1 日につき 3 7 0 円
B	医療の必要性の高い者※ 1 （指定難病患者は除く）	（平成 3 0 年 4 月 1 日から） 1 日につき 3 7 0 円
C	指定難病患者※ 2	1 日につき 0 円

※1 健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が認めるもの

※2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）

第 5 条第 1 項に規定する指定難病の患者

2025 年 4 月 1 日

医療法人甲聖会 甲聖会記念病院
病 院 長 三好 新一郎